

社会福祉法人大山福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大山福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいい評議員と併せて役員等という。

(理事会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときは、次に定める報酬を支払うことができる。

(1) 役員が理事会に出席 日額 5,000円

(評議員会への出席報酬)

第4条 役員が評議員会に出席したときは、次に定める報酬を支払うことができる。

(1) 評議員が評議員会に出席 日額 5,000円

(2) 理事が評議員会に出席 日額 5,000円

(監事監査の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあった場合は、次に定める報酬を支払うことができる。

(1) 指導監査及び監査監事 日額 5,000円

(役員及び評議員の報酬等の支払い基準)

第6条 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支払い基準は次の通りとする。

	報酬額	回数	各年度総額
評議員 7名	5,000円	3回	105,000円
理事 6名	5,000円	3回	90,000円
監事 2名	5,000円	3回	30,000円

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、旅費規程に基づき旅費を支給することができる。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附則 この規程は、平成28年5月27日より施行する。

附則 この規程は、平成29年6月20日より施行する。
(平成29年4月1日より適用する。)

